

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第二百九十九號

物價統制令第四條の規程による入浴最高料金を次の通指定する。

昭和二十二年四月鳥取縣告示第六十四號（入浴最高料金指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

入浴最高料金 五圓以上十圓以下 鳥取市、米子市、其他

一圓 倉吉町、鏡浜町、西郷村

大盛十四才以上一人一回につき 一、五〇、一、三〇

十八才以下二十才以下 一、二〇、一、一〇、一、〇〇

十八才以下の年齢は數え年による。

本表の年齢は數え年による。

昭和二十二年七月十日

外 木曜日

### 鳥取縣告示第三百號

三、温泉入浴最高料金は左の料金とし右表料金は適用しない。

大人（十四才以上）一人一回につき 一、〇〇

小人（十三才以下）一人一回につき 〇、六〇

四、數え年十四才以上の女子にして浴場内で洗髪をなすものに對しては、洗髪料として一回につき一圓二十錢以内を右表料金に加算することが出来る。

昭和二十二年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣告示第三百號

昭和二十二年三月二十六日中國地方物價事務局告示第三號（理髮料金の統制額指定の件）附記二の化粧品範圍を次のように指定する。

昭和二十二年七月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百九十九號  
昭和二十二年七月十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
鳥取縣告示第三百號  
昭和二十二年七月十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百九十九號  
昭和二十二年七月十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
鳥取縣告示第三百號  
昭和二十二年七月十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00157

ポマード、チツク、ボイグークリーム、ライラック、  
ペーラム

(註) 昭和二十二年三月中國地方物價事務局告示第三號附

配二

客の要求によつてポマード、チツク、香油等を使用  
したときは二、五瓦毎に七十五錢以内を受領して

よ。

昭和二十二年七月十日

○此の券は、本券の裏面に記載の品名を認めて、  
○裏面に記載の品名を認めて、



00120

昭和二十二年七月十日印刷  
昭和二十二年七月十日發行

島取(株)公報 (昭和二十二年四月十五日)

發行所 島取(株)公報  
本報は、大正十一年四月五日創刊